

和歌山大学大学会館使用細則

制 定 平成13年 3月21日

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学大学会館規則第10条の規定に基づき、和歌山大学大学会館（以下「会館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称)

第2条 会館には、次の施設を置く。

- (1) 大集会室
- (2) 集会室
- (3) 和室
- (4) 音楽鑑賞室
- (5) 食堂及び喫茶
- (6) ラウンジ

(使用手続及び変更)

第3条 前条第1号から第5号までの施設を使用しようとする者は、使用責任者を定め、使用しようとする日の5日前（休日、夏季一斉休業、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）までに、施設一時使用許可願を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。

また、前条第1号から第4号までの施設を長期間、定期的に継続して使用しようとする者は、所定の期日までに、所定の様式を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。

2 使用責任者は、会館の使用許可内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに学生支援課に申し出なければならない。

(使用時間)

第4条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

(休館)

第5条 次の各号に掲げる日又は時間は、原則として会館の使用を認めない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 入学者選抜試験等の大学行事が実施されている日又は時間
- (3) 清掃又は整備その他のため必要と認めた日又は時間
- (4) 和歌山市に暴風警報、大雨警報または大雪警報が発表されている間

(使用心得)

第6条 会館を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 室内の整理整頓、消灯、戸締り等を確実にすること。
- (2) 施設、設備及び備品等を用途外使用し、破損し、又は亡失しないこと。
- (3) 第2条1号から4号、6号の施設に熱器具類は、持ち込まないこと。
- (4) 会館内の火気、衛生及び清掃に留意すること。

## 大学会館使用細則

- (5) 喫煙はしないこと。
  - (6) アルコール類の持込及び飲酒（第2条第5号の施設で提供されるアルコール類を除く。）はしないこと。
  - (7) 所定の場所以外には、掲示又は貼紙等をしないこと。
  - (8) その他学生支援課の指示に従うこと。
- (目的外使用及び転貸の禁止)

第7条 使用責任者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他に転貸してはならない。

(施錠及び鍵の授受)

第8条 使用責任者は、所定の手続を経て学生支援課（守衛室）から鍵を受け取り、使用終了後は、直ちに施錠して学生支援課（守衛室）に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則で定めるもののほか、会館の使用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第171号）

この改正細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1996号）

この改正細則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2710号）

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。